

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、照明施設の利用を許可しない<u>ことができる</u>。</p> <p>(1) 公の秩序又は<u>善良の風俗を害する</u>おそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とした<u>催し等</u>を行うおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、照明施設の管理上支障がある</u>とき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 既納の<u>使用料は、</u>還付しない。ただし、<u>市長が特別な事由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる</u>。</p> <p>(使用料の<u>免除</u>)</p> <p>第8条 <u>市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる</u>。</p> <p>(賠償の義務)</p> <p>第12条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を<u>滅失し、又は損傷した</u>ときは、それによって生じた損害を賠償するものとする。</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、照明施設の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は風俗を<u>乱す</u>おそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とした<u>催等</u>を行うおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>その他</u>管理上支障があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 既納の<u>使用料は</u>還付しない。ただし、<u>教育委員会が特別な事由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる</u>。</p> <p>(使用料の<u>減免</u>)</p> <p>第8条 <u>ふじみ野市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる</u>。</p> <p>(賠償の義務)</p> <p>第12条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を<u>き損し、滅失した</u>ときは、それによって生じた損害を賠償するものとする。</p>